

刑務所よりも過酷な拉致監禁現場

平成12(2000)年1月、新潟県柏崎市で19歳の女性が保護されました。彼女は、小学校4年の時、下校時に犯人宅に連れ込まれて、9年2か月間、監禁されました(新潟少女監禁事件)。家庭連合の元信者で、拉致監禁の経験者Mさんは、自身のホームページで次のように語っています。

「新潟の監禁事件は『いつか親が助けてくれる』。そういった希望が(監禁中に)あっただけ(まだ)よかったと、羨ましくなり涙が溢れてくる。自分の監禁時のことを思い出すと監禁したのが親であり、兄弟も親戚もそれを容認していた。当然警察も助けてくれない。一生、ここから出られないという絶望感だけがあった」(米本和広著『我らの不快な隣人』より)

Mさんは拉致監禁によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断され十数年たっても後遺症に苦しみ続けました。

「信教の自由」が守られる日本に！

後藤徹さんは、監禁解放後に“脱会屋”や家族を相手取って提訴。東京高裁は平成26(2014)年11月、監禁の事実を認定した上で、脱会屋らに総額2200万円の損害賠償の支払いを命令。最高裁も、この判決を追認し、後藤さんの勝訴が確定しました。

しかし、過去50年にわたり、このような被害を受けた家庭連合の信者は約4300人にまで上っております。拉致監禁の現場は散歩もできず、病気になっても医師にも診てもらえないなど、刑務所以上の過酷な状況です。

家庭連合に対して政府の解散命令請求が出された今、再び拉致監禁による脱会強要が起こりはじめるのではないかと、恐れを抱いています。どうか、信仰の自由が守られる日本となりますよう、この問題にご関心をお寄せください。



後藤さんがSNSなどで名誉を棄損されたとして、2023年10月、鈴木エイト氏を提訴しました。詳細は後藤さんを応援するブログをご覧ください。⇒



解放3日後の後藤徹さん
(撮影：米本和広氏)



『正論』2023年12月号に
掲載の後藤徹さんの手記